

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

本運動は、国土交通省が定めた「不正改造車を排除する運動」の実施要領に沿って不正改造車を排除することを目的としています。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車、不正な二次架装、速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造、保安基準に適合しないマフラーによる騒音等が社会問題となり、その排除が強く求められています。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、本年度においても本運動を全国的に展開しますので、ご協力をよろしくお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

平成20年4月
国土交通省自動車交通局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は、平成19年12月末現在で約7,930万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、交通事故による死傷者数は、近年減少しているものの、年間100万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に燃料タンクを増設する等といった不正な二次架装や大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造、保安基準に適合しないマフラーによる騒音等が社会問題となり、その排除が強く求められているところである。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係32団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成20年6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下、単に「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 重点実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケートの結果等を踏まえ、特に認知度が高く社会的に排除の要

請が大きい（4）については、強化月間に行う街頭検査等において特に重点的に排除に努めるものとし、認知度が低く、使用者が自覚せずに不正改造を行っているおそれのある（1）、（3）及び（6）については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

- （1）視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- （2）クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- （3）タイヤ及びホイールの車体外へのみ出し
- （4）騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- （5）土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパーの切断・取外し
- （6）基準外のウイングの取付け
- （7）燃料タンク増設等による不正な二次架装
- （8）大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- （9）ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- （10）不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

（1）自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造に関する認識向上を図る。この際、（第4）1.（1）、（3）及び（6）について、特に重点的に認識向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスメディア等を併せて活用しつつ、自動車使用者（特に20代、30代の男性）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

（2）街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

また、強化月間においては、（第4）1.（4）の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

（3）支局等構内検査の実施

申請や変更登録等のために支局等に来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

（4）迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、地方運輸局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下、「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する自動車使用者等からの相談に応じるとともに、自動車使用者、関係事業者等から不正改造に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

（5）自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

（6）アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造に対する認識に関するアンケート調査を実施する。

（7）不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指

導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正な改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

各事業者の行うべき実施事項

区分	実施事項	実施内容
認証・指定整備事業者	1) 適正な整備・改造の推進	<p>① 日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないように、従業員を啓発する。</p> <p>③ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、使用者に対して周知する。</p>
	2) 従業員に対する指導等	<p>「不正改造防止マニュアル（日整連作成）及び「不正改造車排除マニュアル」（日整連作成）を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。</p> <p>また、本運動の趣旨、実施事項等について併せて周知する。</p>
	3) 自主点検の実施	<p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制、不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業場の代表者、事業場管理責任者等の従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p>
	4) 不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。

大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について

4月11日、静岡県牧之原市の東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れて中央分離帯を乗り越え、対向車線を走行していた観光バスに衝突し、観光バスの運転者が死亡したほか乗客7名が負傷する事故が発生しました。

国土交通省では、大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故を防止するため、大型自動

車の使用者向けに「お知らせ」を作成し、国土交通省ホームページ（報道発表4月14日付）に掲載しております。

大型自動車使用者における点検・整備の確実な実施にご協力頂きますようお願いします。

(JASPA5月号 P28)

お 知 ら せ

大型自動車を使用されている皆様へ

本年4月11日、静岡県牧之原市の東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れて中央分離帯を乗り越え、対向車線を走行していた観光バスに衝突し、観光バスの運転者が死亡したほか乗客7名が負傷する事故が発生しました。

事故原因は未だ調査中ですが、事故を起こした大型トラックの使用者はタイヤに関する点検を含め、法令で定められた3ヶ月毎の点検を行っていなかったとの情報が得られています。

大型自動車のホイール・ボルトとナットの点検については、日常点検においてディスク・ホイールの取付状態が不良でないことを点検ハンマーなどにより点検すること、3ヶ月ごとの定期点検において、ホイール・ボルトとナットに緩みがないかをトルクレンチなどにより点検することとされており、これら点検整備を確実に実施することは、道路交通の安全を確保する上で欠かせないものであり、これらを怠ることにより重大事故につながる危険性があります。

つきましては、自動車使用者の皆様におかれましては、自動車の点検整備の必要性をご認識いただき、ホイール・ボルトとナットの点検を含む日常点検整備及び定期点検整備等を確実に実施するようお願いいたします。

平成20年4月14日

国土交通省自動車交通局

平成20年度 騒音計移動検定の実施について

標記検定が次により実施されます。

指定整備事業者は、騒音計有効期間の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

1. 日 時 平成20年5月28日（水） 10:00～15:00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 整備振興会 実習場
3. 実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 手数料 19,100円

点検整備啓発活動について

「春の全国交通安全運動」の一環として点検整備啓発活動が下記のとおり行われ、点検整備促進チラシ等の配布を行いました。

日 時	実施場所	参 加 者
4月14日（月） 11:00～12:00	中央自動車道 双葉サービスエリア (下り線)	運輸支局 3名 韮崎支部 5名 振興会 2名

韮崎支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

平成20年度マイカ一点検キャンペーンツール

『マイカ一点検キャンペーン』（自動車点検整備促進全国キャンペーン）は、国土交通省、警察庁の指導のもとに、各都道府県整備振興会及び自動車整備事業者が自動車ユーザーに自動車の構造及び点検整備の知識を啓発し、適正な自動車使用についての理解と整備事業者とのコミュニケーションを深めることにより、点検整備の実施促進を図り、自動車の事故防止等に資することを目的に実施されるものです。

「てんけんくん」をキャラクターにしたキャンペーンツールも昨年と同様に、のぼり、横断幕、マイカーハンドブック、ウエットティッシュ、ハンドタオル等色々な種類が用意されています。

自動車ユーザーの保守管理責任の意識向上並びに自主的な点検整備の推進等を訴えるツールとしてこれらのキャンペーンツールを上手に活用し、点検整備の促進と集客アップにお役立て下さい。

キャンペーンツール購入ご希望の事業場は、配布の注文書に必要事項をご記入の上、平成20年6月6日（金）までに代金を添えて振興会指導教育部門までお申込み下さい。

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備、検査者については、平成10年10月1日より、一定の条件を備え、運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した者とされています。

- ◇ 講習日 平成20年6月11日（水） 9:30～17:00
- ◇ 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇ 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
- ◇ 受付期間 平成20年5月1日（木）～5月30日（金）まで
- ◇ 受講料 8,000円
- ◇ 申し込み 申込書は、巻末にあります。また、振興会ホームページ
<http://www.ams.or.jp>の会員ページの会報からもプリントアウトできます
必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。

低圧電気取扱い（ハイブリッド車）特別講習募集

標記講習を下記により開催します。

- ◇ 講習日 平成20年6月23日（月）
- ◇ 講習時間 9:00～17:00
- ◇ 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇ 受講料 6,300円（テキスト代込み）
- ◇ 受講資格 検査員、整備主任者、二級整備士
- ◇ 申込期間 平成20年5月1日（木）～5月30日（金）まで
- ◇ 申し込み 申込書は、巻末にあります。また、振興会ホームページ
<http://www.ams.or.jp>の会員ページの会報からもプリントアウトできます
必要事項を記入し、受講料を添えてお申し込み下さい。
- ◇ その他 実習を行いますので、**作業着**を着用してお越し下さい。
筆記用具とサーキットテスタもご持参下さい。

平成20年度第1回「自動車整備士技能検定試験」の実施について

- ◇ 種目 二級ジーゼル自動車
三級自動車ガソリン・エンジン
- ◇ 受付期間 平成20年5月7日（水）～5月16日（金）
- ◇ 学科試験 平成20年7月23日（水）
- ◇ 申請方法 申請書は、指導・教育部門窓口にあります。
- ◇ 受験資格 2級受験者は3級合格後3年以上の実務経験者
3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者
注) 実務経験の短縮
 - 2級 大学機械科卒業者 1.5年
 - 高校機械科卒業者 2.0年
 - 3級 大学・高校機械科卒業者 0.5年
- ◇ 申込時に持参するもの
 - ①申請書（教育課窓口にあります）
 - ②受験手数料（用紙代等を含む） 7,400円
 - ③2級受験者は3級の合格証
 - ④実務経験短縮者（専門学校卒業生）は卒業証書
 - ⑤印鑑
 - ⑥はがき2枚（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

平成20年度第1回「自動車検査員教習」が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇ 受付期間 平成20年5月12日（月）～5月16日（金）
- ◇ 教習日程 平成20年6月下旬～7月初旬

◇ 試問日 平成20年7月 8日（火）

◇ 教習受講の資格

教習受講の資格は、「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

◇ 受講料 19,000円（資料代を含む）

◇ 教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会

◇ 受付場所 指導・教育部門窓口

◇ 申請時にお持ちいただくもの

- ①申請書2枚（申請書は振興会指導・教育部門窓口にあります。また、振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページからもダウンロードできます。）
- ②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
- ③ハガキ3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
- ④自動車整備技能者手帳（整備主任者法令研修の受講を確認します）

平成19年度第2回自動車整備士技能登録試験結果

標記登録試験が、3月23日（日）、(社)山梨県自動車整備振興会において実施されました。結果は下記の通りでした。

種類	項目	110期 受講生	その他 受験者	合計
1級小型	受験者	0	13	13
	合格者	0	4	4
	合格率（%）	0	31	31
2級ガソリン	受験者	6	67	73
	合格者	5	50	55
	合格率（%）	83	75	75
2級ジーゼル	受験者	0	66	66
	合格者	0	31	31
	合格率（%）	0	47	47
3級ガソリン	受験者	9	19	28
	合格者	7	14	21
	合格率（%）	78	74	75
3級シャシ	受験者	0	4	4
	合格者	0	2	2
	合格率（%）	0	50	50
3級二輪	受験者	0	1	1
	合格者	0	1	1
	合格率（%）	0	100	100

車体	受験者	0	2	2
	合格者	0	1	1
	合格率 (%)	0	50	50
合計	受験者	15	172	187
	合格者	12	103	115
	合格率 (%)	80	60	61